

(様式1)

教 施 第 580 号
令和4年1月27日

文 部 科 学 大 臣 殿

静岡県知事 川勝 平太

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、下記のとおり施設整備計画を変更したので提出します。

記

1. 施設整備計画の名称
静岡県公立学校等施設整備計画
2. 計画期間
令和3年度（1年間）

担当部署名：静岡県教育委員会教育施設課
担当者名：山本 耕也
電話番号：054-221-3172
メールアドレス：kyoui_shisetu@pref.shizuoka.lg.jp

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 老朽化対策を図る整備

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

静岡聴覚特別支援学校について、外壁の改修工事を実施する。

(3) 教室不足の解消等を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

沼津特別支援学校について、老朽化した便所の洋式化、乾式化、配管の更新を主とした全面改修工事を実施する。
静岡聴覚特別支援学校について、校舎棟及び体育館照明のLED化工事及び空調調和設備の更新工事を実施する。
中央特別支援学校について、体育館照明のLED化工事を実施する。
中央特別支援学校、東部特別支援学校、西部特別支援学校、静岡南部特別支援学校の体育館について、空気調和設備を整備する。
富士・富士宮地区特別支援学校分校(仮称)について、空気調和設備を整備する。
富士・富士宮地区特別支援学校分校(仮称)について、特別支援学校の狭隘化解消のための整備を実施する。
静岡聴覚特別支援学校について、老朽化した便所の乾式化や配管の更新を主とした全面改修工事を実施する。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

| 学校等 | | 学校等 |
|------------------------------------|---------|--------|
| 小学校 | | 校 |
| 中学校 | | 校 |
| 義務教育学校 | | 校 |
| 中等教育学校(前期課程) | | 校 |
| 特別支援学校(小学部及び中学部) | | 29 校 |
| 幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。) | | 園 |
| 幼保連携型認定こども園 | | 園 |
| 高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。) | | 122 校 |
| 教員及び職員のための住宅 | | 636 戸 |
| 学校給食施設 | 単独校調理場 | 箇所 |
| | 共同調理場 | 箇所 |
| スポーツ施設 | 学校水泳プール | 112 箇所 |
| | 学校武道場 | 85 箇所 |
| | 社会体育施設 | 箇所 |

(2) 整備に関する計画の策定状況

| 計画名 | 策定の有無 | 策定年月日 |
|-------------------------|-------|------------|
| 個別施設計画 ^{※1} | 有 | 平成30年3月30日 |
| 国土強靱化地域計画 ^{※2} | 有 | 平成27年4月16日 |

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

| |
|---|
| <p>・庁内において目標の達成度合いについて計測するための指標等を検討し、計画実施後計測し、評価結果等を公表する。</p> |
|---|

